

守ります！プライバシー

個人情報保護条例スタート

社会生活のあらゆる分野で「情報」が持つ役割は重要性を増し、その収集・利用方法も高度化しています。こうした情勢の中、市でも仕事上皆さんにかかる多くの個人情報を取り扱っていますが、人権を尊重したりプライバシーを侵害したりしないようとに、一月二十五日、個人情報保護条例をスタートさせました。

個人情報ってなに？

条例では個人情報を「個人の生活事項に関して特定の個人が識別され、または識別され得る情報」としています。つまり戸籍や経歴、心身についての情報、財産や思想・信条などに関する情報、その他家庭の状況や社会活動状況など（生活事項）から、あの人だと分かってしまったり、これらの人情報を組み合わせることで、その人だと分かってしまうたりする情報のことです。

この個人情報を本来の目的以外に使ったり、外部に提供したりすることとで個人に不利益が生じたり、基本的人権を侵されたりすることを防ぐため、市の機関（議会は除かれます）による情報処理の適正方法を定めたものが個人情報保護条例です。

具体的な保護策は

(1) 個人情報収集についての制限
収集は目的をはつきりさせ、



▶第一回目の保護委員会（一月三十日）

その目的達成に必要な範囲内とするように制限しました。また、本人からの直接収集を原則とし、人権侵害のおそれがあるものについても収集を制限しました。

(2) 利用・提供の制限

目的外利用や外部提供は、収集目的の範囲内に制限し、禁止事項と許容基準を設けました。

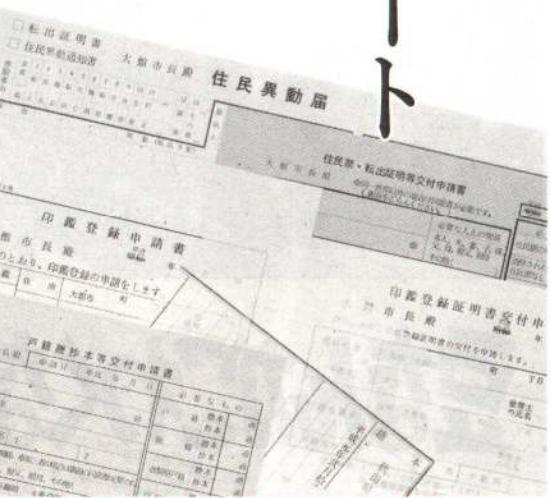
(3) コンピューター処理についての制限

コンピューター処理してはいけない個人情報を具体的に定めました。また、認められた以外には、市の機関の個人情報同士を結合、加工できませんし、外部機関のコンピューターと回線を結ぶこともできません。

(4) 個人の権利

自分の個人情報に対する開示、訂正、削除、中止などの請求権や異議申し立て権を保障した、自己情報コントロール権を導入しました。

条例はおおむねこうした骨子に、必要な保護策を盛り込んだも



個人情報保護委員会

（市 民）
佐々木 寛一氏

（学識経験者）
伊藤 治兵衛氏
佐藤 雄藏氏
宇谷地町後

（市長が認める者）
宮嶋 文弥氏
公司氏
秋内字中台

市長メモ



ふるさと創生

竹下總理の唱える「ふるさと創生」をめぐる話題であふれています。そんな中で元有浦小学校校長、大先輩の高橋諒一先生から「大館のいしづみ（碑）」を発刊するというお話を聞き、さらにはその序文を書くようとの命を受けて、喜んでお引き受けしました。

市内には種々の碑があり、それらは時代考、碑の建立者の思想を無言で訴えています。これをただ見過ごしてはなりません。碑はさまざまな思想の歴史的な遺言ともいいうべきもので、集大成して後世に伝えようとして改めて碑の建立者、施主の意志を読み取り、その選択の中から「郷土愛」に思いを寄せ、今と後世を考えなければならぬことの大切さを皆さんに訴えます。

先人の深い、熱い思いは、世代を継いで脈々と私たちに流れています。後世にも新風を込めながら伝えていきたいものです。